

とりまとめにあたって

平成17年11月8日、三方五湖がラムサール条約湿地に登録されました。この登録により三方五湖は名実ともに国際的に重要な湿地として評価されたわけであります。

同時にそれは、三方五湖とともに生きてきた地元の人には、保全・活用について一層大きな責任が求められることを意味します。

三方五湖をめぐる自然環境の現状は、水質や生物多様性の問題など、決して安心できる状況ではありません。ハスなど三方五湖固有の貴重な魚類については絶滅の危機に瀕しており、外来魚による在来種への影響も懸念されております。

また、松くい虫による被害で山には枯損木が林立して痛々しい景観が眼に映ります。

こうした状況を踏まえ、近年、行政をはじめ関係機関において、下水道やなぎさ護岸の整備、また外来魚の駆除、枯損木の除去など様々な取り組みが行われております。

一方、地元の環境保全団体の間でも、廃食油のせつけんりサイクルの取り組みや微生物を利用した水質浄化など自主的、積極的な活動が始まっており、一般の人たちの保全・活用への意識を高めるうえでも大きな力となりつつあります。

ラムサール条約では湿地の「保全・再生」を図るとともに、自然の恵みを持続的に活用する「ワイズユース」いわゆる「賢明な利用」を提唱しております。

6000年前の鳥浜貝塚の縄文人をはじめ、三方五湖湖畔で暮らした先人たちは自然から多くの恵みをうけるとともに、手をかけ、世話をし、三方五湖を大事に守ってきました。それは、世界に誇るべきワイズユースの模範でもありました。

この先人たちが築いてきたこの「保全・再生」と「賢明な利用」という素晴らしい「文化」的伝統と英知に私たちは改めて注目し、学ぶことにより、保全・活用を進めていく必要があります。

この検討会では、ラムサール条約湿地の登録を機に、三方五湖の自然環境について考え、今後の保全・活用の基本的な方向とこの方向に基づく具体的な保全・活用方策について検討するため、昨年11月から1年間かけて協議を重ねてまいりました。

若狭町、美浜町、そして実際に地元で保全・活用に取り組む方からの意見もお聞きし、今回、保全・活用に関する報告書としてとりまとめさせていただきました。

三方五湖に関わる人々、団体、行政、機関は、この報告書で示した基本的な方向と具体的な方策の趣旨を踏まえ、保全・活用に取り組まれることを期待します。

平成18年12月22日

三方五湖の保全・活用に関する検討委員会
委員長 安田 喜憲
